

「区長への手紙」から

区民の皆さんからの意見・要望・提案などをお聴きする「区長への手紙」をご存じですか。区施設のカウンターに備えてある広聴はがきのほかEメール・広聴ファクス・投書箱でも受け付けています。

なお、お寄せいただいた内容を具体的ににお聴きする場合がありますので、連絡先・氏名の記入をお願いします。

平成二十四年度前半に寄せられた「区長への手紙」の中から、いくつかをご紹介します。

Q ハッピー買物券購入のために約二時間行列し、購入申込書を記入し、受付印をもらったところで「売り切れ」で購入できませんでした。制度としてのハッピー買物券は高く評価しますが、販売方法に関しては、再考されることを強く望みます。

(六月投書)

A 道路上の放置自転車は、歩行者・車の通行の妨げになるほか、災害時などの活動の妨げになります。このため区では職員などにより

車禁止の注意書きは、全く意味をなしていません。警察も何もしません。至急違法駐車を取り締まってください。

(六月投書)

Q 東京湾大華火祭の晴海主会場は、持ち込み禁止の椅子を持ってきたり、持ち込んだシートを敷いて通路を塞いだりする、ルールを守らない観覧者が増えたと思います。来年からは、きちんと注意できる警備員を増やしてください。(八月投書)

A 観覧マナーについては入場整理券で事前周知を図り、当日の場内アナウンス、警備員などが違反者の指導などにあたっています。今回も体制を強化しましたが防げず申し訳ありません。次回に向け整理体制・方法の見直し、マナー順守の効果的周知方法を検討します。

Q 伝馬町牢屋敷跡遺跡見学会に家族で参加しました。炎天下での説明大変お疲れさまでした。せつかくの機会ですので、もっと周知されたらと残念に思いました。(八月投書)

A 地中の埋蔵文化財の事前把握は困難です。また、埋蔵物は空気に触れることで酸化や腐食しやすいため、発見から見学会までの周知期間が短くなってしまうので、区、区のホームページやチラシなどで周知に努めました。

紹介したもので以外は、敬老館(いきいき館)に関するもののほか、敬老祝い品へのお礼など、さまざまなご意見ご要望がありました。なお、区の事業以外のものは個人情報保護の観点から本人の了解を得て、都や警察署などの担当機関に対応を依頼します。

※意見などの送付(問合せ)先
〒104-8404
中央区築地1-1-1
広報課広聴係
☎(3546)5222
FAX(3546)2095

みんなで築こう 人権の世紀 12月4日(火)から10日(月)は人権週間です

Q 「緊急告知ラジオ」は、手回しの充電機能をプラスした方がいいのではないですか。技術的にも可能ではないでしょうか。(五月投書)

A ラジオは高齢者などへの配慮から、特段の労力を要せず、操作が簡単なことに重点を置き、充電式電池を採用しました。手回し機能を付加すると原価上昇で区民の負担増になります。メリットもあるので使用者の意見を聞いていきます。

Q 堀留町公園で、犬を放し飼いにしている人が増え続けているように感じます。また、伸びるリードを使用したり、犬のブラッシングをしてその毛を公園にまき散らしたり、ベンチに犬を座らせたりにしています。現状の把握をお願いします。

(六月投書)

A 今朝、公園にて現状確認を行いました。放し飼いは確認できませんでしたが、の現場を確認したため飼育マナーの啓発を行いました。

Q 団地前の道路に違法駐車されている自転車を何とかしてください。道幅を半分近くふさぎ二人が並んで歩けないくらいです。違法駐

A 今回、販売所を一カ所増やしましたが、区役所の混雑が例年に比べ激しく、適切な誘導や残券数の把握ができず、ご迷惑をかけてしまいました。今後、今回の状況をしっかりと分析し、より公平な販売方法についてご提案も踏まえ検討していきます。

Q 堀留町公園で、犬を放し飼いにしている人が増え続けているように感じます。また、伸びるリードを使用したり、犬のブラッシングをしてその毛を公園にまき散らしたり、ベンチに犬を座らせたりにしています。現状の把握をお願いします。

(六月投書)

A 今朝、公園にて現状確認を行いました。放し飼いは確認できませんでしたが、の現場を確認したため飼育マナーの啓発を行いました。

Q 団地前の道路に違法駐車されている自転車を何とかしてください。道幅を半分近くふさぎ二人が並んで歩けないくらいです。違法駐

A 今回、販売所を一カ所増やしましたが、区役所の混雑が例年に比べ激しく、適切な誘導や残券数の把握ができず、ご迷惑をかけてしまいました。今後、今回の状況をしっかりと分析し、より公平な販売方法についてご提案も踏まえ検討していきます。

Q 堀留町公園で、犬を放し飼いにしている人が増え続けているように感じます。また、伸びるリードを使用したり、犬のブラッシングをしてその毛を公園にまき散らしたり、ベンチに犬を座らせたりにしています。現状の把握をお願いします。

(六月投書)

A 今朝、公園にて現状確認を行いました。放し飼いは確認できませんでしたが、の現場を確認したため飼育マナーの啓発を行いました。

Q 団地前の道路に違法駐車されている自転車を何とかしてください。道幅を半分近くふさぎ二人が並んで歩けないくらいです。違法駐

A 今回、販売所を一カ所増やしましたが、区役所の混雑が例年に比べ激しく、適切な誘導や残券数の把握ができず、ご迷惑をかけてしまいました。今後、今回の状況をしっかりと分析し、より公平な販売方法についてご提案も踏まえ検討していきます。

Q 堀留町公園で、犬を放し飼いにしている人が増え続けているように感じます。また、伸びるリードを使用したり、犬のブラッシングをしてその毛を公園にまき散らしたり、ベンチに犬を座らせたりにしています。現状の把握をお願いします。

(六月投書)

A 今朝、公園にて現状確認を行いました。放し飼いは確認できませんでしたが、の現場を確認したため飼育マナーの啓発を行いました。

Q 団地前の道路に違法駐車されている自転車を何とかしてください。道幅を半分近くふさぎ二人が並んで歩けないくらいです。違法駐

A 今回、販売所を一カ所増やしましたが、区役所の混雑が例年に比べ激しく、適切な誘導や残券数の把握ができず、ご迷惑をかけてしまいました。今後、今回の状況をしっかりと分析し、より公平な販売方法についてご提案も踏まえ検討していきます。

Q 堀留町公園で、犬を放し飼いにしている人が増え続けているように感じます。また、伸びるリードを使用したり、犬のブラッシングをしてその毛を公園にまき散らしたり、ベンチに犬を座らせたりにしています。現状の把握をお願いします。

(六月投書)

A 今朝、公園にて現状確認を行いました。放し飼いは確認できませんでしたが、の現場を確認したため飼育マナーの啓発を行いました。

Q 団地前の道路に違法駐車されている自転車を何とかしてください。道幅を半分近くふさぎ二人が並んで歩けないくらいです。違法駐

A 今回、販売所を一カ所増やしましたが、区役所の混雑が例年に比べ激しく、適切な誘導や残券数の把握ができず、ご迷惑をかけてしまいました。今後、今回の状況をしっかりと分析し、より公平な販売方法についてご提案も踏まえ検討していきます。

Q 堀留町公園で、犬を放し飼いにしている人が増え続けているように感じます。また、伸びるリードを使用したり、犬のブラッシングをしてその毛を公園にまき散らしたり、ベンチに犬を座らせたりにしています。現状の把握をお願いします。

(六月投書)

A 今朝、公園にて現状確認を行いました。放し飼いは確認できませんでしたが、の現場を確認したため飼育マナーの啓発を行いました。

Q 団地前の道路に違法駐車されている自転車を何とかしてください。道幅を半分近くふさぎ二人が並んで歩けないくらいです。違法駐

A 今回、販売所を一カ所増やしましたが、区役所の混雑が例年に比べ激しく、適切な誘導や残券数の把握ができず、ご迷惑をかけてしまいました。今後、今回の状況をしっかりと分析し、より公平な販売方法についてご提案も踏まえ検討していきます。

Q 堀留町公園で、犬を放し飼いにしている人が増え続けているように感じます。また、伸びるリードを使用したり、犬のブラッシングをしてその毛を公園にまき散らしたり、ベンチに犬を座らせたりにしています。現状の把握をお願いします。

(六月投書)

A 今朝、公園にて現状確認を行いました。放し飼いは確認できませんでしたが、の現場を確認したため飼育マナーの啓発を行いました。

Q 団地前の道路に違法駐車されている自転車を何とかしてください。道幅を半分近くふさぎ二人が並んで歩けないくらいです。違法駐

A 今回、販売所を一カ所増やしましたが、区役所の混雑が例年に比べ激しく、適切な誘導や残券数の把握ができず、ご迷惑をかけてしまいました。今後、今回の状況をしっかりと分析し、より公平な販売方法についてご提案も踏まえ検討していきます。

Q 堀留町公園で、犬を放し飼いにしている人が増え続けているように感じます。また、伸びるリードを使用したり、犬のブラッシングをしてその毛を公園にまき散らしたり、ベンチに犬を座らせたりにしています。現状の把握をお願いします。

(六月投書)

A 今朝、公園にて現状確認を行いました。放し飼いは確認できませんでしたが、の現場を確認したため飼育マナーの啓発を行いました。

Q 団地前の道路に違法駐車されている自転車を何とかしてください。道幅を半分近くふさぎ二人が並んで歩けないくらいです。違法駐

A 今回、販売所を一カ所増やしましたが、区役所の混雑が例年に比べ激しく、適切な誘導や残券数の把握ができず、ご迷惑をかけてしまいました。今後、今回の状況をしっかりと分析し、より公平な販売方法についてご提案も踏まえ検討していきます。

Q 堀留町公園で、犬を放し飼いにしている人が増え続けているように感じます。また、伸びるリードを使用したり、犬のブラッシングをしてその毛を公園にまき散らしたり、ベンチに犬を座らせたりにしています。現状の把握をお願いします。

(六月投書)

A 今朝、公園にて現状確認を行いました。放し飼いは確認できませんでしたが、の現場を確認したため飼育マナーの啓発を行いました。

Q 団地前の道路に違法駐車されている自転車を何とかしてください。道幅を半分近くふさぎ二人が並んで歩けないくらいです。違法駐

A 今回、販売所を一カ所増やしましたが、区役所の混雑が例年に比べ激しく、適切な誘導や残券数の把握ができず、ご迷惑をかけてしまいました。今後、今回の状況をしっかりと分析し、より公平な販売方法についてご提案も踏まえ検討していきます。

Q 堀留町公園で、犬を放し飼いにしている人が増え続けているように感じます。また、伸びるリードを使用したり、犬のブラッシングをしてその毛を公園にまき散らしたり、ベンチに犬を座らせたりにしています。現状の把握をお願いします。

(六月投書)

A 今朝、公園にて現状確認を行いました。放し飼いは確認できませんでしたが、の現場を確認したため飼育マナーの啓発を行いました。

Q 団地前の道路に違法駐車されている自転車を何とかしてください。道幅を半分近くふさぎ二人が並んで歩けないくらいです。違法駐

A 今回、販売所を一カ所増やしましたが、区役所の混雑が例年に比べ激しく、適切な誘導や残券数の把握ができず、ご迷惑をかけてしまいました。今後、今回の状況をしっかりと分析し、より公平な販売方法についてご提案も踏まえ検討していきます。

誰もが願うところです。高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと安心して暮らし続けられるよう、私たちみんなが敬老精神を養い、人権意識を高めなければなりません。

障害のある人の自立と社会参加を進めよう

12月3日(月)から9日(日)は「障害者週間」です

「障害者週間」は、平成十六年六月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害のある方の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある方が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加することを目的として設定されました。

社会のさまざまな分野で、障害のある方の姿が見られ、各方面で障害のある方に対する認識や理解が深まっています。

さらに同基本法は平成二十三年七月に改正され、障害の有無にかかわらず、等しく基本的な人権を享有する、かけがえない個人として尊重されるものであるとの理念が明記されました。そして、全ての障害のある方に対してあらゆる分野の活動に参加する機会を確保するとともに、地域社会において他の人々との共存を図り、可能な限り意思疎通の手段を選択する機会を確保・情報取得の機会の拡大を図ることとなりました。

私たちは、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現

するために、偏見や差別を取り除く努力をしていかなければなりません。

部落差別をなくそう

同和問題とは、日本社会の歴史的發展の過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人たちが長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお就職や結婚など日常生活の上で不当に差別を受けるもので、わが国固有の重大かつ深刻な人権問題です。

同和問題の解決は私たちに課せられた「国民的課題」といわれています。一人ひとりが自らの問題として正しい理解と認識を深め、差別のない住みよい社会を築いていきたいと思います。

アイヌの人々に対する理解を深めよう

アイヌの人々は、北海道などの先住民族です。アイヌの人々が憲法の下で平等を保障された国民として、その人権が擁護されなければならないのは当然のことです。

しかし、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、就職や結婚などにおいて偏見や差別が依然として存在しています。

また、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統などを担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。

アイヌの人々に対する偏見と差別をなくし、私たち一人ひとりが、その歴史や文化を理解し、民族としての誇りを尊重することが大切です。

外国人の人権を尊重しよう

近年の国際化時代を反映し

て、わが国に在住する外国人も増加しています。言語、宗教、生活習慣などの違いから就労や住宅の入居時の差別、入店拒否などさまざまな人権問題が発生しています。

今後ますます国際化が進むことが予想され、外国人の持つ文化を尊重し、その多様性を受け入れることが、国際社会の一員として求められています。

誰もが、国内・国外を問わず、あらゆる人権問題についての理解と認識を深め、真に国際化時代にふさわしい人権意識を育んでいくことが大切です。

HIV感染者やハンセン病患者などに対する偏見をなくそう

わが国においては、HIVやハンセン病などの感染症に対する正しい知識と理解が十分に普及しているとはいえない状況から、さまざまな差別やプライバシーの侵害などの人権問題が発生しています。

HIV感染症やエイズについては、正しい知識の普及、検査・医療体制の充実、二次感染防止対策の強化などが国の重点対策として掲げられ、この対策の推進にあたっては、プライバシーと人権の保護に十分な配慮を払うこととされています。

また、ハンセン病についても、この病気に関する正しい理解を深めることが、患者や元患者に対する偏見や差別をなくすうえで必要不可欠なこととです。

感染によつて人の尊厳は決して変わるものではありません。一人ひとりが感染症に関する正しい知識を身に付け、

感染者や患者そして元患者に対する正しい理解のもと、地域や職場などで温かく支えていける社会を築きましょう。

刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう

刑を終えて出所した人や家族に対する偏見には根強いものがあり、就職に際しての差別や住居の確保の困難などの問題が起きています。

刑を終えて出所した人が、社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲とあわせて、家族、職場、地域社会の理解と協力が必要です。

そのため、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくすよう各種啓発活動に取り組んでいきます。

犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう

犯罪の被害にあわれた方やその家族は、直接的な被害だけでなく、精神的な苦痛や身体的不調、経済的な困窮、刑事手続きの過程における精神的な負担などに苦しんでいます。また、無責任なうわさや行き過ぎた取材活動・報道などによるプライバシーの侵害も問題です。

誰もが犯罪被害者となる可能性があります。被害者本人やその家族の心情を理解し、人権への配慮と保護に努めることが大切です。

近年のインターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉を侵害する表現や差別を助長する表現の掲載など、人権に関わるさまざまな問題が発生しています。

インターネットを悪用した人権侵害をやめよう

自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人たちが多数存在します。その一方、公園や河川敷などでの段ボールハウスやブルーシートテントの存在は、依然として地域とのあつれきとなっています。また、

憲法の保障する表現の自由を十分配慮すべきことは当然ですが、悪質な事案において、発信者が特定できる場合は、本人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、特定できない場合はプロバイダーに対して当該情報などの停止・削除を申し入れたり、業界の自主規制を促すなど個別対応が図られています。

インターネットを悪用した人権侵害を防止するため、一般のインターネット利用者やプロバイダーなどが個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解を深めることが大切です。

北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

12月10日(月)から16日(日)は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題となっています。

本年は拉致被害者の一部が帰国して十年目の節目の年です。この問題を風化させることなく、北朝鮮当局による人権侵害問題について、関心と認識を深めることが大切です。

ホームレスに対する偏見をなくそう

自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人たちが多数存在します。その一方、公園や河川敷などでの段ボールハウスやブルーシートテントの存在は、依然として地域とのあつれきとなっています。また、

ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件など、人権侵害に関する問題も依然として後を絶ちません。

このような状況の中、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が延長され、引き続き「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」に基づき、地域社会におけるホームレス問題の解決を図ることが求められています。

特別区と都は、ホームレスの自立を積極的に促すとともに、近隣住民の方々との理解と協力を得ながら、ホームレスに対する偏見や差別を解消するための各種啓発活動を行っています。

性的指向を理由とする差別をなくそう

性的指向とは、性的意識の対象が異性、同性または両性のいずれに向かうかを示す概念をいい、具体的には、異性愛、同性愛、両性愛を指します。性的指向を理由とする差別的取り扱いについては、現在では不当なことであるという認識が広がっていますが、同性愛者など性的指向に関して少数派である人々への偏見は根深く、社会生活のさまざまな場面で人権問題が発生しています。

性的指向を理由とする偏見や差別をなくし、関心と理解を深め、尊重し合うことが大切です。

性同一性障害を理由とする差別をなくそう

性同一性障害とは、生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が一致しないため、社会生活に支障をきたす状態をいいます。「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」により、性同一性障害であつて一定の条件を満たす場合には、性別の取り扱いの変更について審判を受けることができるようになります。一方で性同一性障害に対する偏見や差別があります。本区においては、申請書などの書類において性別の記入は必要最小限にするなど一定の配慮をしています。

性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深め、尊重し合うことが大切です。

人身取引をなくそう

性的搾取、強制労働などを目的とした人身取引(トラフィックキング)は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。内閣に設置された「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」において、人身取引の防止、撲滅、人身取引被害者の保護などを目的とする「人身取引対策行動計画二〇〇九」が取りまとめられました。

人身取引の実態に目を向け、この問題について、理解を深めることが大切です。

東日本大震災に起因する人権問題に取り組もう

東日本大震災に伴う福島第一発電所の事故に起因して、根拠のない風評や偏見により被災者がいわれのない差別を受けるなど、人権問題が発生しています。一人ひとりが正しい知識と思いやりの心を持ち、風評などに惑わされることのないよう新たな人権問題の発生を防止していくことが必要です。

※問合せ先 企画財政課企画主査 ☎(3546)5213

お問い合わせ先 ☎(3546)5213